

盛岡市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(令和 8 年 8 月 21 日 教育長決裁)

(趣旨)

第 1 この要綱は、盛岡市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、盛岡市図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書館資料を整備するための財源を確保し、もって市民へ提供する図書館サービスの向上を図る。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第 3 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「広告主」という。）が市へ提供する雑誌の最新号のカバー及び雑誌架に広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する。

(広告主及び広告の対象)

第 4 盛岡市広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）第 3 に該当する規制業種又は事業者に係る広告は掲載しない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、盛岡市広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）第 5 及び広告掲載基準第 4 に該当するものは対象としない。

(広告掲出期間)

第 5 広告の掲出期間は、図書館が掲出を決定した月の翌月から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、掲出の決定が 1 月から 3 月になる見込みの場合は、広告主との協議により雑誌の提供を含め、新年度の 4 月 1 日からとする。

2 広告の掲出期間満了の 2 月前までに、広告主から雑誌の提供中止届（第 5 号様式）の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲出期間は、更新前の広告の掲出期間満了日の翌年の 3 月 31 日までとする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第 6 広告主になろうとする者は、図書館が指定する雑誌のうちから提供しようとする雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して、盛岡市立図書館長（以下「館長」という。）に申し込むものとする。

(1) 掲示しようとする広告の図案及び原稿

(2) 広告主になろうとする者の概要が分かる書類

2 広告主になろうとする者が、図書館指定以外の雑誌の提供を希望する場合は、館長が図書館資料として適当と認めたものに限り提供が可能となる。

3 その他雑誌スポンサーの募集に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(広告主の選定及び広告の内容確認)

第7 館長は、広告主を選定するとともに、広告掲載基準に基づいて、広告ごとに具体的な広告内容を確認し、その上で修正または削除等が必要な場合は、広告主に依頼するものとする。

(審査会)

第8 前条の広告掲載の可否を審査するため、広告掲載要綱第9に規定する「広告審査会」に諮り決定するものとする。

(広告主の決定等)

第9 館長は、前条の審査結果を受けたときは、速やかに、雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

2 館長は、雑誌スポンサーに決定した広告主と、覚書（第3号様式）により契約を締結するものとする。

(広告内容の変更)

第10 館長は、広告主から雑誌に掲示した広告内容の変更届（第4号様式）が提出されたときは、広告掲載の可否を審査するため審査委員会に諮らなければならない。

(雑誌の提供中止の届出)

第11 館長は、広告主から雑誌の提供中止届（第5号様式）が提出されたとき及び広告主が広告掲載基準第3各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、雑誌スポンサー取消通知（第6号様式）により、広告主に通知するものとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。